

建設リサイクル法の実施に関する富山県の指針について

平成 14 年 3 月 29 日制定

建設廃棄物については、近年排出量が増大し、最終処分される量も多いため、全国的に最終処分場がひっ迫していること、また、資源の有効利用が求められていることから、そのリサイクルの促進が重要な課題となっています。

このため、本県では、快適で恵み豊かな環境の保全と創造のため、循環型社会の形成を目指しています。

本指針は、循環型社会の形成の一環として、建設リサイクル法第 4 条に基づき、国が定めた基本方針に即して、富山県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するための必要な事項を定めたものです。

【指針の概要】

1 本県における特定建設資材廃棄物をとりまく現状

特定建設資材廃棄物の再資源化の現状と発生予測

- ・コンクリート塊、アスファルト塊 ... 再資源化が進んでいる（再資源化率 85% 以上）
- ・建設発生木材 ... 再資源化が遅れている（再資源化率約 45%）
- ・今後は建築物の更新期を迎えることから特定建設資材廃棄物の発生量の増加を予測

再資源化施設の立地状況

- ・再資源化施設は、現在、県内全域で広範囲に立地し、再資源化の促進に対して施設及び処理量ともに対応可能

2 基本的方向

分別解体等及び再資源化等の方向

- ・リサイクル等の考え方 ... 発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 適正処理
- ・分別解体等の基本的方向 ... 国が定めた一定の技術基準により実施
- ・再資源化等の基本的方向 ... できる限り分別し、再使用や再生利用等を図る
- ・再資源化の目標の設定 ... 特定建設資材廃棄物の平成 22 年度再資源化率 95%

届出を義務づける建設工事の規模に関する基準

建築物解体工事	延床面積 80 m ² 以上
建築物新築・増築工事	延床面積 500 m ² 以上
修繕・模様替工事等	請負金額 1 億円以上
建築物以外の工作物・土木工事	請負金額 500 万円以上

建設発生木材について再資源化を義務づける距離に関する基準

工事現場から再資源化施設までの距離が 50km 以内

3 具体的方策

建築物等の所有者、建築資材の製造者、建築物等の設計者、建設工事の発注者、施工者などの建設業に携わる関係者が適切な役割分担の下で連携しながら、排出の抑制、再資源化の促進、再生資材の需要の拡大に積極的に取り組むことが必要です。

建設資材廃棄物の排出を抑制するための方策

- ・建築物等の長期的な使用に配慮した発注、工事に使用された建設資材の再使用の配慮
- ・端材の発生の抑制、耐久性の高い建築物の施工

特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するための方策

- ・県の環境施設整備資金などの活用による再資源化施設の整備の促進
- ・特定建設資材廃棄物の再生資材の利用の促進

特定建設資材廃棄物の再生資材の利用を促進するための方策

- ・公共工事において、コンクリート塊、アスファルト塊の再生資材の優先利用、建設発生木材の再生資材の利用の促進（再生木質ボード、再生木質マルチング材）
- ・廃棄物を利用したリサイクル製品などの認定制度の設置